**介護保険負担限度額認定について**

介護保険施設（介護老人福祉施設（いわゆる特養）、介護老人保健施設（いわゆる老健）、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費と居住費については全額自己負担となります。

ただし、所得の少ない方については、申請し、介護保険負担限度額認定を受けることにより、食費と居住費の自己負担額を一部減額することができます。

**＜対象者＞**

・世帯員全員が市民税非課税であること

（市民税課税の配偶者がいる場合、世帯を分離されていても対象外となります）

・預貯金（有価証券、現金等含む）が各段階の上限額以内であること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 段階 | 対象者 | 預貯金額等上限 |
| 第１段階 | ・老齢福祉年金受給者・生活保護受給者 | 1,000万円以下(夫婦で2,000万円未満) |
| 第2段階 | 合計所得金額＋課税年金額＋非課税年金額が80万９千円以下の方 | 650万円以下(夫婦で1,650万円以下) |
| 第3段階 | ➀ | 合計所得金額＋課税年金額＋非課税年金額が80万9千円超120万円以下の方 | 550万円以下(夫婦で1,550万円以下) |
| ② | 合計所得金額＋課税年金額＋非課税年金額が120万円超の方 | 500万円以下(夫婦で1,500万円以下) |

**＜申請方法＞**

以下の書類を「新庄市成人福祉課　介護保険係（福祉フロア②番窓口）」に提出してください。（施設でとりまとめを行っている場合は施設に提出をお願いします。）

必要書類

・介護保険負担限度額認定申請書（裏面も忘れず記入してください）

・本人及び配偶者（いる場合）の全ての預貯金通帳の写し（表紙をめくった1枚目の見開きのページ（金融機関名、支店名、口座番号、名義が確認できるページ）と、残高（定期預金含む）が確認できるページの両方の写し。最新の残高まで記帳してください。）

・有価証券等の評価額がわかる証券等（有価証券等をお持ちの場合）

**＜注意点＞**

・施設を利用の際は、必ず施設に認定証を提出してください。

・認定の有効期限は、最初に到来する7月31日です。そのため継続して認定が必要な場合は毎年申請が必要です。

・認定は申請のあった日の月の初日から適用です。（例　8月31日に申請→8月1日から適用）ただし、更新の申請をする場合は8月1日以降の有効期間の認定を7月中から受付します。

基準額の調整のお知らせ

今般、令和6年（1月～１２月）の老齢基礎年金（満額）の支給額が８０９，０００円となり、８０万円を超えることを踏まえ、介護保険負担限度額認定において、年金収入等８０９，０００円を基準とすることになりました。この基準額は令和7年8月1日以降から適用となります。

＜問合せ先・提出先＞

〒996-8501　新庄市沖の町10番37号

新庄市成人福祉課　介護保険係

℡　0233-29-5809